

台風時等の児童の登下校と授業の実施について

「熊野市、紀勢・東紀州、三重県南部地方、和歌山県新宮・東牟婁地域、和歌山県南部地方」に、以下の**警報**が発令された場合は・・・、

1. 登校前に、「暴風警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」「暴風雪警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」が発令された場合

- (1) 児童は登校を見合わせ自宅待機とします。 ※学校から連絡はしません。
- (2) 午前11時までに解除された場合は、解除後、原則2時間以内の余裕をもって登校し、授業を行います。 ※学校から連絡します。
給食は、午前8時までに警報が解除されないときは中止です。給食を準備できない場合は、家庭で昼食を済ませてから登校してください。
※周囲の状況を考慮したうえで、余裕をもって登校させてください。(警報が解除されても、河川の氾濫や通学路が危険な状況であれば、保護者の判断で登校を見合わせてください。その場合は学校に連絡してください。)
- (3) 午前11時になっても解除されない場合には、休校とします。 ※学校から連絡します
* 通信網が遮断されたような場合は、自宅待機を原則とします。

2. 登校後に、上記の警報が発令された場合

- (1) 周囲の状況を見極めたうえで下校させます。
- (2) ただし、通学路の状況など安全に帰宅することが危ぶまれる児童については、家庭と連絡を取り、学校で待機するなどの対応を行います。
※ 状況により、引き渡しの体制を取る場合があります。この場合、保護者は学校へ児童を迎えに来てください。引き渡しとなされるまで、学校で待機します。
※ 学校から緊急連絡網を通して家庭連絡します。ただし、通信網が遮断されたような場合は、連絡が取れ引き渡しができるまで学校・避難所で待機します。

※大雨警報・洪水の場合でも校長の判断により、その都度適切な処置を講ずるときがあります。その場合は、午前7時までに学校から連絡します。

※通学路の状況は、さまざまです。登校させるか自宅待機させるかの判断は、安全を最優先に考え、遅刻・欠席の時は学校に連絡してください。

「熊野市(市内該当地区)」に**避難勧告**が発令された場合

1 登校前に発令された場合

・自宅待機

2 登校後に発令された場合

・終業時刻まで、児童を待機させます。ただし、安全を最優先する中で、保護者への引渡し等を行います。

「緊急時の児童の引き渡し」について

- 1 下校の安全が見込めない場合は、保護者等(引き渡しカードに記載の方)への引き渡しによる下校を行います。
- 2 引き渡しができない場合は、学校で待機させます。
- 3 学校からの連絡がない場合でも、「震度5弱以上の地震」や「東海地震注意情報の発令」の時は、引き渡しによる下校となります。

